

第4号様式（第2条第1項関係）

給食施設栄養指導票

令和6年10月25日 湘南グリーン介護老人保健施設 給食施設設置者 横須賀市 栄養指導員氏名 能條 絢加 須藤 夏加 今回の調査結果に基づき、次のとおり指導します。										
指導内容	引き続き健康増進法に基づいた栄養管理、給食管理をお願いいたします。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>施設の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 給食利用者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供並びにその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めているか。</td> <td rowspan="6"> 献立の栄養価の数値にばらつきがみられた。 再度、献立の確認をお願いします。 </td> </tr> <tr> <td>② 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、しこう等に配慮して作成するよう努めているか。</td> </tr> <tr> <td>③ 献立表の掲示、熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行っているか。</td> </tr> <tr> <td>④ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けているか。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところに従っているか。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 災害時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めているか。</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	施設の状況	① 給食利用者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供並びにその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めているか。	献立の栄養価の数値にばらつきがみられた。 再度、献立の確認をお願いします。	② 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、しこう等に配慮して作成するよう努めているか。	③ 献立表の掲示、熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行っているか。	④ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けているか。	⑤ 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところに従っているか。	⑥ 災害時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めているか。
調査項目	施設の状況									
① 給食利用者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供並びにその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めているか。	献立の栄養価の数値にばらつきがみられた。 再度、献立の確認をお願いします。									
② 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、しこう等に配慮して作成するよう努めているか。										
③ 献立表の掲示、熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行っているか。										
④ 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けているか。										
⑤ 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところに従っているか。										
⑥ 災害時に備え、食糧の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めているか。										
特別の栄養管理が必要な施設の指定（健康増進法第21条第1項）等の有無 指 定 有 ☒ 無 ☐ 管理栄養士の配置 ☒ ☐										
（事務処理欄）										